

## 第28回サステナビリティ基準委員会

資料番号 日付 審議事項 A1 2023 年 12 月 25 日

プロジェクト IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 本日の審議事項

### これまでの経緯

- 1. 当委員会は、第7回サステナビリティ基準委員会(2023年1月18日開催)において、国際サステナビリティ基準審議会(以下「ISSB」という。)のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」(以下「IFRS S1号」という。)に相当する基準(日本版 S1 基準)及びIFRS S2号「気候関連開示」(以下「IFRS S2号」という。)に相当する基準(日本版 S2 基準)の開発を審議テーマとすることを決定した。
- 2. その後、当委員会は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案に基づき、これまで次のとおり審議を行っている。

サステナビリティ 基準委員会	内容
第8回 (2023年2月2日開催)	• 「重要性がある(material)」の定義
第9回 (2023年3月2日開催)	• 関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示
第 10 回 (2023 年 3 月 16 日開催)	<ul><li>法令により開示が禁止されている事項と準拠表明</li><li>一般目的財務報告及びその主要な利用者</li></ul>
第 11 回 (2023 年 4 月 6 日開催)	<ul><li>用語の定義(日本版 S1 基準)</li><li>集約及び分解</li><li>報告企業</li><li>サステナビリティ関連財務開示の公表承認日</li></ul>
第 12 回 (2023 年 4 月 25 日開催)	<ul> <li>コア・コンテンツにおける 4 つの構成要素並びに開示目的及び開示要求</li> <li>バリュー・チェーンに関する情報</li> <li>表示通貨</li> <li>不必要な重複の回避</li> <li>財務上のデータ及び仮定に関する開示</li> <li>見積り及び結果の不確実性に関する開示</li> </ul>





3. 当委員会は、2023 年 6 月 26 日に、ISSB から IFRS S1 号及び IFRS S2 号の確定基準が公表されたことを踏まえ、これまで次のとおり審議を行っている。

サステナビリティ 基準委員会	内容
第 18 回 (2023 年 8 月 3 日開催)	<ul> <li>開発にあたっての基本的な方針</li> <li>報告企業</li> <li>法令との関係</li> <li>商業上の機密情報</li> <li>有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性</li> <li>適正な表示</li> <li>集約及び分解</li> <li>合理的で裏付け可能な情報</li> <li>報告のタイミング</li> <li>情報の記載場所</li> <li>関連する財務諸表</li> <li>他の情報との関係</li> </ul>
第 19 回 (2023 年 8 月 22 日開催)	<ul> <li>比較情報の開示</li> <li>比較情報の更新</li> <li>比較情報:実務上不可能である場合</li> <li>誤謬</li> <li>相互参照</li> <li>対象期間</li> <li>12 か月よりも長いか短い報告期間</li> <li>公表承認日及び後発事象</li> <li>期中の報告</li> <li>準拠表明</li> </ul>
第 20 回 (2023 年 9 月 5 日開催)	<ul> <li>対象期間(法令により異なる対象期間の報告が求められている場合)</li> <li>目的</li> <li>範囲(日本版 S1 基準)</li> <li>範囲(日本版 S2 基準)</li> <li>企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会の開示</li> <li>バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価</li> <li>重要性の定義</li> <li>重要性がある情報の識別及び開示</li> <li>つながりのある情報</li> <li>判断</li> <li>測定の不確実性</li> </ul>





サステナビリティ 基準委員会	内容
第 21 回 (2023 年 9 月 19 日開催)	<ul> <li>4つの柱</li> <li>ガバナンス</li> <li>リスク管理</li> <li>温室効果ガス排出の3つのスコープ</li> <li>GHG プロトコルの測定アプローチ</li> <li>スコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出の分解</li> </ul>
第 22 回 (2023 年 10 月 2 日開催)	<ul> <li>バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価</li> <li>異なる報告期間の情報の使用</li> <li>温室効果ガス排出量の表示単位</li> <li>CO<sub>2</sub>相当量に変換した温室効果ガスの集約</li> <li>GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係</li> </ul>
第 23 回 (2023 年 10 月 16 日開催)	<ul><li>指標及び目標</li><li>気候関連の指標及び目標</li><li>絶対総量の開示における重要性の判断の適用</li><li>温室効果ガス排出の絶対総量の開示</li></ul>
第 24 回 (2023 年 11 月 2 日開催)	<ul> <li>スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション 基準とマーケット基準</li> <li>温室効果ガス排出の測定方法の開示</li> <li>スコープ 3 測定フレームワーク</li> <li>スコープ 3 温室効果ガス排出の見積り:実務上不可能な場合</li> <li>ファイナンスに係る排出(定義)</li> </ul>
第 25 回 (2023 年 11 月 16 日開催)	<ul><li>・ 合理的で裏付け可能な情報</li><li>・ 国家の安全保障等に関する情報の開示</li><li>・ スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用</li></ul>
第 26 回 (2023 年 11 月 28 日開催)	<ul> <li>戦略</li> <li>気候レジリエンス</li> <li>レジリエンス</li> <li>GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係</li> <li>産業横断的指標等(報酬)</li> <li>産業横断的指標等(内部炭素価格)</li> </ul>
第 27 回 (2023 年 12 月 11 日開催)	<ul> <li>ガイダンスの情報源</li> <li>気候関連のガイダンスの情報源</li> <li>スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準</li> <li>ファイナンスに係る排出(要求事項)</li> <li>産業横断的指標等(気候関連のリスク及び機会並びに投下資本)</li> </ul>

## 審議事項 A1



## 本日の審議事項

- 4. 本日の委員会では、次の論点についてご審議いただきたい。
  - (1) 温室効果ガス排出目標(審議事項 A2-1)
- 5. また、本日の委員会では、次の文案についてご審議いただきたい。
  - (1) 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案(審議事項 A1-2-2)
- 6. 前回の委員会で聞かれた意見については、審議事項 A1-1 においてお示ししている。

以上



別紙

### 日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクト

#### (主な内容)

1. 日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトでは、当委員会が開発するサステナビリティ開示基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSB の IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発を行う。

#### (検討状況及び今後の計画)

2. 当委員会は、2023年1月に、ISSBのIFRS S1号及びIFRS S2号に相当する基準の開発に着手することを決定した。当委員会は、ISSBにおける審議の動向を踏まえ、公開草案の公表に向け審議を行う予定である。なお、公開草案及び確定基準の目標公表時期は、以下のとおりである。

1	公開草案の目標公表時期	2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)
2	確定基準の目標公表時期	2024年度中(遅くとも 2025年3月31日まで)

3. 主な論点は、以下の論点リストのとおりである。当論点リストは、現時点で検討が必要な項目を示すものであり、審議の状況に応じてハイライトしている。なお、当論点リストは、当委員会における基準開発の状況及び ISSB を含む国際的な基準開発の状況に応じて随時更新する予定である。

(1) 一通りの提案を行った項目 グレー

(2) 委員のご意見を踏まえ事務局で再検討を行っている項目 ブルー

(3) 本日審議する予定の項目 イエロー



# 日本版 S1 プロジェクトの論点リスト (2023 年 12 月 25 日時点)

論点		
目的		
適正な表示	適正な表示	
	合理的で裏付け可能な情報	
	バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリ スク及び機会の範囲の再評価	
重要性	重要性の定義	
	重要性がある情報の識別及び開示	
	集約及び分解	
	法令との関係	
	商業上の機密情報	
	安全保障を脅かす可能性のある情報	
報告企業	報告企業	
	関連する財務諸表	
つながりのある情	幸報	
4つの柱		
ガバナンス		
戦略	戦略	
	レジリエンス	
リスク管理		
指標及び目標		
ガイダンスの情報	<b>设</b> 源	
情報の	情報の記載場所	
記載場所	他の情報との関係	
	相互参照	
報告の	同時の報告	
タイミング	対象期間	
	12 か月よりも長いか短い報告期間	
	公表承認日及び後発事象	
	期中の報告	
比較情報	比較情報の開示	
	比較情報の更新	



論点	
	実務上不可能な場合
準拠表明	
判断	
測定の不確実性	
誤謬	
用語の定義	
有用なサステナビリティ情報の質的特性	
発効日及び	発効日
経過措置	経過措置

# 日本版 S2 プロジェクトの論点リスト (2023 年 12 月 25 日時点)

論点		
目的		
範囲		
ガバナンス		
戦略	戦略	
	気候レジリエンス	
リスク管理		
指標及び	気候関連の指標及び目標	
目標	温室効果ガス排出	
	温室効果ガス排出の3つのスコープ	
	GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係	
	GHG プロトコルの測定アプローチ	
	スコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出の分解	
	バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び 機会の範囲の再評価	
	異なる報告期間の情報の使用	
	CO <sub>2</sub> 相当量に変換した温室効果ガスの集約	
	スコープ 2 温室効果ガス排出の測定におけるロケーション基準とマーケット基準	
	絶対総量の開示における重要性の判断の適用*1	
	スコープ3測定フレームワーク	



## 審議事項 A1

論点	
	スコープ 3 温室効果ガス排出の見積り: 実務上不可能 な場合
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions)
	温室効果ガス排出量の表示単位
	温室効果ガス排出の絶対総量の開示
	温室効果ガス排出の測定方法の開示
	気候関連のリスク及び機会並びに投下資本
	内部炭素価格
	報酬
	温室効果ガス排出目標
用語の定義	
発効日及び	発効日
経過措置	経過措置

\*1:文案にて検討予定

以上